

大分海区と宮崎海区におけるまき網漁業の相互入会に関する協定に基づく
中型まき網漁業許可の取扱方針

宮崎県農政水産部

大分海区と宮崎海区におけるまき網漁業の相互入会に関する協定に基づく中型まき網漁業（以下「対象漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、宮崎県漁業調整規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可等の制限措置及び条件）

第1 知事は、規則第11条第1項及び第13条第1項の規定により、対象漁業に係る許可等の制限措置及び条件（以下「制限措置等」という。）について別表1に定める。

（許可等を申請すべき期間）

第2 規則第11条第2項の規定により知事が定める期間は、随時とする。

（許可等の有効期間）

第3 対象漁業における許可の有効期間は、規則第15条第2項の規定により1年以内とする。

2 対象漁業の起業の認可の有効期間は10月以内とし、やむを得ない理由があると認められる場合は、1回に限って2月延長することができる。ただし、前項の規定による許可の有効期間の満了の日までを限度とする。

（継続の許可等）

第4 対象漁業は、規則第14条第1項第1号又は第4号の規定による継続の許可等の対象としない。

（変更の許可の基準）

第5 規則第16条の規定による変更の許可は認めない。

（申請事務の手続き）

第6 申請の経由機関、申請書の様式、添付書類等については、宮崎県漁業許可の事務処理要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、次の該当する書類を添付しなければならない。

- (1) 規則第2条の規定による大分県知事の意見書
- (2) 許可を受けようとする船舶及び使用附属船に係る漁船原簿謄本
- (3) その他知事が必要と認める書類

(資源管理の状況等の報告)

第7 規則第21条の規定による報告は、要領に定めるところによる。

附 則

- 1 この方針は令和2年12月1日から施行する。

別表1 大分海区と宮崎海区におけるまき網漁業の相互入会に関する協定に基づく中型まき網漁業に関する制限措置及び条件

制限措置							条件
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可等をすべき船舶等の数	
一そうまき いわし巾着 網漁業（大 分入会協定） ※網船15ト ン未満	5トン以上 15トン未満	定めなし	宮崎県東臼杵郡門川町イクイ バエ灯台から真方位125度の線よ り以北の海域。ただし、共同漁 業権の海域を除く。	12月1日か ら翌年11月3 0日まで	次の1)、2)のいずれにも 該当する者 1)大分県知事による中型 まき網漁業の許可を受 けた者 2)大分県・宮崎県入会海 域におけるまき網漁業 の操業に関する覚書の 参加者	23隻	1)電球は灯船1隻につき5,000ワット以 内とする。 2)灯具は灯船1隻につき4個以内とす る。 3)灯船は2隻以内とする。
一そうまき いわし巾着 網漁業（大 分入会協定） ※網船15ト ン以上	15トン以上 20トン未満		宮崎県東臼杵郡門川町イクイ バエ灯台から真方位125度の線よ り以北の海域。ただし、水深45 メートル以浅の海域を除く。				